津島労働基準監督署からのお知らせ



残業上限規制・年休5日付与義務・ 同一労働同一賃金・・・ 法律がどんどん変わるけど ついていけないなあ・・・





職員がていねいに 説明いたします!

詳しくは下記をごらんください。

★ 個別訪問サービス

当署職員が貴社に訪問し、貴社の疑問・悩みにおこたえします。 ※ 夜間(~20:00まで)の対応も相談に応じます!

★ 商工会出張サービス

大治町商工会の場所をお借りして、当署職員が 貴社の疑問・悩みにおこたえします。

⇒申し込みはお電話で!

大治町商工会

3 052-442-4511 または

津島労働基準監督署 監督係 ② 0567-26-4155

※ 迷われたらまずはお電話を!